

第5次広島県障害者プラン及び第7期広島県障害福祉計画・
第3期広島県障害児福祉計画の策定について

令和5年3月7日 障害者支援課

1 趣 旨

本県の障害者施策全般に関する基本計画である「第4次広島県障害者プラン」(平成31～令和5年度)及び「第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画」(令和3年度～令和5年度)が終期を迎えることから、新たな広島県障害者プラン及び広島県障害(児)福祉計画を策定する。

2 基本的な考え方

(1) 基本理念(案)と目指す姿(案) ※障害者プラン, 障害(児)福祉計画共通

【基本理念(案)】

全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく、安心して暮らせる共生社会の実現

【目指す姿①】

誰もが障害に対する知識を深め、お互いを大切にし、支え合う社会

【目指す姿②】

全ての障害児者が必要な情報を得られ、積極的に自分の能力を発揮し、生きがいを持てる社会

【目指す姿③】

障害児者やその家族等に対する支援体制が整備され、誰もが地域で安心して生活できる社会

(2) 広島県障害(児)福祉計画との関係

同計画で取り組む生活支援(障害福祉サービス等)に関する内容を踏まえるとともに、令和6年度以降はプランと「生活支援(障害福祉サービス等)に関する実施計画」を統合することで、一体的に作成し、効率的な進捗管理を行う。

(3) 計画期間

令和6年度～11年度(6年間)

※前プランは令和元年度～令和5年度(5年間)

※前計画は令和3年度～令和5年度(3年間)

(4) 障害者を取り巻く状況変化等への対応

第4次プランの達成状況や、障害者を取り巻く状況変化等を踏まえ、更なる取組や指標の再設定、新たな取組の重点化について検討する。

① 第4次プランにおける達成状況

別紙のとおり

② 障害者を取り巻く状況変化等

○ 障害者の法定雇用率の引き上げ(令和8年7月1日からの適用に向けて段階的に引き上げ)

民間企業:2.7%, 国, 地方機関等:3.0%, 都道府県等の教育委員会:2.9%

○ 障害者差別解消法の改正(公布日:令和3年6月4日, 施行日:公布日から起算して3年以内)

民間事業主の合理的配慮の提供を努力義務から法的義務へ

○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年5月25日)の施行

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現へ

③ 障害者手帳保持者数からの分析【仮説】

- 軽度の知的障害者や精神障害者の増加に伴い、在宅で自立して生活していくための一般就職への支援や早期からの療育支援のニーズが増加する見込みである。
- 高齢化に伴う重度障害者へ対応したサービスの確保が必要となる。

- ・ 身体障害者手帳保持者数は、全体としては減少しているが、高齢者人口の増加に伴い、内部障害による重度障害者数が増加している。

◆身体障害者手帳所持者数の障害別推移と重度障害者の割合 (単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
肢体不自由	67,080	67,222	68,143	67,140	65,687	64,302	62,613	61,149	59,281	58,109	56,291
視覚障害	10,059	9,781	9,568	9,321	9,096	8,878	8,663	8,584	8,480	8,426	8,368
聴覚障害者等	11,585	11,358	11,329	11,268	11,100	10,927	10,762	10,604	10,413	10,367	10,299
内部障害	32,601	32,693	33,361	33,633	33,961	34,215	34,355	34,579	35,043	35,562	35,773
計	121,325	121,054	122,401	121,362	119,844	118,322	116,393	114,916	113,217	112,464	110,731
重度障害者(1~2級) (全体に占める割合)	51,257 42.20%	51,159 42.30%	51,477 42.10%	51,562 42.50%	51,501 43.00%	51,440 43.50%	50,776 43.60%	50,515 44.00%	50,259 44.40%	50,606 45.00%	49,990 45.10%
※当該年度3月31日現在(広島市、呉市及び福山市を含む)						18歳未満	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
						18~64歳	23.5%	23.2%	23.0%	23.0%	22.9%
						65歳以上	74.8%	75.1%	75.2%	75.3%	75.4%
						合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・ 肢体不自由、視覚、聴覚障害は減少
←人口減少によって絶対数の減少(要因)

・ 内部障害は増加
←高齢者割合の増加(要因)

・ 重度障害者が占める割合が増加
←高齢者の増加及び人工臓器や移植、治療法の進歩によって、障害とともに生活ができる者が増加(要因)

- ・ 療育手帳保持者数は、全体として増加しており、特に軽度障害が大幅に増加している。

◆療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者(児)の割合 (単位:人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
①(最重度)	2,319	2,416	2,465	2,486	2,492	2,534	2,577	2,600	2,608	2,659
A(重度)	7,478	7,948	7,442	7,469	7,369	7,449	7,516	7,546	7,520	7,572
②(中度)	5,686	5,836	5,942	6,043	6,032	6,139	6,193	6,227	6,317	6,465
B(軽度)	5,900	6,313	6,639	7,010	7,293	7,741	8,125	8,420	8,803	9,175
計	21,383	22,063	22,488	23,008	23,186	23,863	24,411	24,793	25,248	25,871
①+A (全体に占める割合)	9,797 45.80%	9,914 44.90%	9,907 44.10%	9,955 43.30%	9,861 42.50%	9,983 41.80%	10,093 41.30%	10,146 40.90%	10,128 40.10%	10,231 39.50%

※当該年度3月31日現在(広島市を含む)

■ 特別支援学校障害種別・学部別在籍者数の推移

(県教育委員会調 各年5月1日現在, 単位:人)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	H20比増減
障害種別	視覚障害	83	79	73	83	84	76	66	68	71	61	57	-33
	聴覚障害	112	109	111	112	114	108	106	114	105	109	109	-3
	肢体不自由	215	224	234	255	242	222	232	248	245	238	242	+33
	病弱	25	23	26	25	23	27	24	19	21	18	15	-11
学部	知的障害	1,352	1,463	1,583	1,688	1,797	2,066	2,143	2,231	2,291	2,332	2,367	+1,015
	幼稚部	25	21	21	14	18	20	19	21	22	21	21	-4
	小学部	504	529	539	581	582	632	674	735	787	809	865	+409
	中学部	397	423	436	466	502	486	545	550	575	551	554	+175
高等部	861	925	1,031	1,102	1,158	1,202	1,256	1,286	1,289	1,331	1,315	1,282	+421
合計	1,787	1,898	2,027	2,163	2,260	2,340	2,494	2,592	2,673	2,713	2,755	2,788	+1,001

・ 全体として増加、特に軽度障害が大幅に増加
←人口増加ではなく、申請者(取得希望者)の増加(要因)
早期からの療育、就職へのニーズが増加(要因)

・ 特別支援学校の小学部及び高等部が大幅に増加
←療育の理解浸透、就職への意識向上(要因)

・ 軽度の取得者の年齢別割合で見ると、29歳までの取得者数が多い。
→今後も特別支援教育、就職のニーズは増加する見込
[文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について」]
全国の公立小中学校に在籍する生徒のうち 8.8% (H24は6.5%)が学習面や行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性がある。
←教師や保護者の特別支援教育に関する理解増進、テレビゲームによる言葉や文字に触れる機会の減少、インターネットやスマートフォンによる対面での会話減少(要因)

・ 民間企業における障害種別雇用状況からも、軽度知的と精神障害の雇用者数は大幅に増加している。
←法定雇用率の引き上げ、就職への意識向上(要因)

療育手帳B(軽度)年齢別割合※広島市除く



◆民間企業における障害種別雇用状況 (単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
身体	重度	1,362	1,383	1,428	1,456	1,494	1,528	1,597	1,667	1,693	1,693	1,730	1,736
	重度以外	2,431	2,437	2,525	2,587	2,636	2,696	2,674	2,775	2,761	2,773	2,825	2,825
	重度以外(短時間)	194	252	278	308	336	367	382	389	379	408	456	447
知的	重度	383	395	378	387	429	429	441	423	445	449	420	452
	重度以外	1,039	1,173	1,222	1,339	1,444	1,573	1,719	1,846	1,938	2,054	2,206	2,364
	重度以外(短時間)	149	217	305	337	386	387	456	478	500	540	671	719
精神	常用	374	420	493	569	645	758	947	1,141	1,281	1,467	1,581	1,891
	短時間	90	135	177	208	283	329	378	459	529	536	630	720

広島労働局 障害者雇用状況の集計結果

総括目標の現状					施策推進協議会での意見
指標	目標年	目標値	R2実績	R3実績	
障害のある人が困っているときに、手助けしたことがある人の割合	R5	70.00%	67.00%	未調査	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消法の改正（企業における合理的配慮が法的義務へ）の対応 情報アクセシビリティの充実 職業能力開発校の周知 G H利用者の重度化・高齢化に向けてのサービス内容の充実 短期入所が社会資源として少ない 重度心身障害児者に係るサービスの利用のしづらさがある（施設にって、重心の受入が少ないなど） 地域生活支援拠点の促進 処遇改善加算取得率を上げ、人材確保及びサービスの質の向上へ 福祉避難所の利便性向上（実際の場所や利用方法などの周知）
障害者雇用義務を有する企業の雇用障害者実人数	R5	10,200人	9,920人	10,519人	
医療型短期入所事業所の定員数	R3	88人	58人	58人	
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	R元～R5	300人	72人 (R元～R2)	109人 (R元～R3)	
全ての避難行動要支援者に係る個別計画の作成	R5	23市町	1市町	3市町	

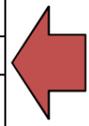
成果目標の現状（一部抜粋）									
プラン目標（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を反映後）									
分野	No	項目	目標年度	目標値	R元実績	R2実績	R3実績	目標比	達成見込
I	7	あいサポートアート展への来場者者数	R5	3,400	2,586	2,641	コロナ感染予防により会場開催中止	-	-
	12	特別支援学校教諭免許状保有率	R5	特別支援学校 教員:100% 小・中学校特別 支援学級担任: 60% 小・中学校通級 による指導の 担当教員: 80%	/	/	特別支援学校教員: 85.9% 小・中学校特別 支援学級担任: 31.2% 小・中学校通級に よる指導の担 当教員: 55.1%	特別支援学校 教員:85.9% 小・中学校特別 支援学級担任: 52% 小・中学校通級 による指導の担 当教員: 68.9%	△
	18	障害者雇用義務を有する県内企業のうち雇用障害者の数が0人の企業割合	R5	現状より減 (H29:29.5%)	30.5%	29.8%	30.2%	97.7%	△
	19	福祉施設利用者の年間一般就労移行者数	R5	591	453	391	397	67.2%	×
	22	障害者就業・生活支援センターを通じた一般就職件数(1圏域当たり平均)	R5	89	74	61	60	67.4%	△
II	23	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数	R5	45			18	40.0%	×
	25	障害者施設の平均工賃月額(就労継続支援B型事業所)【円】	R5	18,100	16,753	17,168	16,779	92.7%	×
	26	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績【千円】	R5	46,000	44,063	42,745	36,359	79.0%	△
	27	障害者職業能力開発校の修了者(就職中退者含む)における就職率	R7	80%以上	88.1%	66.7%	77.8%	97.3%	×
	28	障害者の委託訓練修了者(就職中退者含む)における就職率	R7	55%以上	35.4%	42.9%	37.2%	67.6%	×
	35	人口10万人当たりの自殺死亡率	R4	14.2	14.8	14.6%	未判明 (調査中)	-	△
	36	肝炎ウイルス検査の普及啓発を実施している健康保険組合の割合	R3	100%	52.9%	未調査	58.8%	58.8%	△
	40	1か月以上の初診待機者数(発達障害の診療に係るもの)(推計値)	R5	860	2,906	1,742	2,041	42.1%	×
	42	児童発達支援センターの設置市町	R5	23市町	10市町	12市町	12市町	52.2%	×
	43	重症心身障害児を対象に児童発達支援事業を行う事業所のある市町	R5	23市町	8市	11市町	13市町	56.5%	×
	44	重症心身障害児を対象に放課後等デイサービスを行う事業所のある市町	R5	23市町	10市町	10市町	13市町	56.5%	×
	45	精神病床における入院後3か月時点の退院率	R5	69.0%	未判明 (R6判明)	未判明 (R6判明)	未判明 (R6判明)	-	△
	46	精神病床における入院後6か月時点の退院率	R5	86.0%	未判明 (R6判明)	未判明 (R6判明)	未判明 (R6判明)	-	△
47	精神病床における入院後1年時点の退院率	R5	92.0%	未判明 (R6判明)	未判明 (R6判明)	未判明 (R6判明)	-	△	
48	精神病床における慢性期入院患者(1年以上の長期入院患者)数	R5	4,482	4,799	4,775	4,773	93.9%	△	
49	地域定着支援のサービス見込量【人/月】	R5	97	49	54	59	60.8%	△	
52	医療型短期入所事業所の定員数(「空床型」施設等による病床確保数を含む。)	R3	88	48	58	58	65.9%	△	
53	医療型短期入所事業所の利用者数【人/月】	R5	984	710	692	418	42.5%	×	
IV	54	福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	R元～R5	300	32	40	37	36.3%	×
	55	令和5(2023)年度末時点の施設入所者減少数	R3～R5	43	/	/	23	53.5%	×
	56	地域生活支援拠点等(システム)の整備	R5	23市町	5市	15市町	15市町	65.2%	△
	57	自立生活援助のサービス見込量【人/月】	R5	58	24	16	17	29.3%	×
	60	自立訓練の利用者数(機能訓練)【人/月】	R5	1,007	739	631	767	76.2%	△
	62	地域活動支援センターの利用者数【人/月】	R5	1,765	1,626	1,583	1,290	73.1%	△
	63	福祉ホームの利用者数【人/月】	R5	70	66	65	65	92.9%	△
	65	相談支援事業(計画相談支援)の利用者数(利用計画作成)【人/月】	R5	7,129	4,058	5,089	5,109	71.7%	△
78	全ての避難行動要支援者に係る個別計画の作成	R5	23市町	2市町	1市町	3市町	13.0%	×	
79	自主防災組織の世帯加入割合	R5	96.5%	94.0%	94.1%	94.2%	97.6%	△	
80	呼びかけ体制が構築されている自主防災組織の割合	R6	100.0%	/	/	未判明 (調査中)	-	×	

プラン・計画のスリム化イメージ【統合後】

第4次広島県障害者プラン					
目指すべき姿	分野（大項目）	中項目	小項目	成果目標	
し、認め支え合い、共生社会の実現 誰がかかわらず、誰もが互いを大切に暮らせる	I 障害への理解と協働による共生	1 障害に対する理解の促進	(1) 子供世代からの理解促進 (2) 広報・啓発活動の展開 (3) 交流活動の推進	○	
		2 権利擁護の推進	(1) 障害者虐待の防止 (2) 権利擁護の推進 (3) 選挙等における配慮	○	
		3 あいサポートプロジェクトの推進		○	
		4 各種団体との協働の促進	(1) 障害者団体との協働 (2) NPO、ボランティア等との協働	×	
	II 自立と社会参加の促進による共生	1 教育	(1) 就学相談支援体制の確立 (2) 幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備 (3) 教職員等の専門性の向上 (4) 特別支援学校の充実 (5) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	○	
		2 雇用・就労の促進	(1) 企業等の理解促進 (2) 公的機関における雇用促進 (3) 就業機会の拡充と雇用促進 (4) 工賃向上のための取組 (5) 職業能力開発の充実	○	
		3 情報の保障の強化	(1) 情報バリアフリー化の推進 (2) 意思疎通支援の充実	○	
		4 スポーツ、文化芸術活動の推進	(1) 障害者スポーツの推進 (2) 文化芸術・余暇活動の充実	○	
	障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる 環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上	III 地域生活の支援体制の構築	1 福祉サービス等の提供	(1) 地域生活支援拠点等（システム）の整備 (2) 訪問系のサービスの確保 (3) 日中活動の場の充実 (4) 地域生活を支えるサービス等	○
			2 療育体制の充実		○
			3 相談支援体制の構築	(1) 身近な地域における相談 (2) 専門的・広域的な相談支援	○
			4 サービスの質の向上等	(1) 質の確保 (2) 人材の育成・確保	×
			5 研究・開発の推進と普及		×
			6 ユニバーサルデザインの推進		×
		IV 保健、医療の充実	1 保健・医療提供体制の充実	(1) 保健活動の推進 (2) 疾病等の予防・治療体制の充実 (3) 専門的な医療の提供 (4) 地域リハビリテーション*の推進	○
			2 医療と福祉の連携	(1) 地域生活への移行支援 (2) 高齢期における地域包括ケアシステム*の強化	○
3 医療的ケア児*支援体制の整備			(1) 医療・福祉支援体制 (2) 成人期移行に向けた支援体制 (3) 災害発生時の医療支援体制	○	
V 暮らしやすい社会づくり			1 住まいの場の確保	(1) 居住系のサービス基盤の整備 (2) 住宅の確保	○
	2 バリアフリーの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進 (3) 公共交通機関等のバリアフリー化の推進	○		
	3 防犯・交通安全等の推進	(1) 防犯対策の推進 (2) 交通安全対策の推進 (3) 手話のできる警察職員の育成 (4) 消費者被害*の防止	○		
	4 防災対策の強化		○		
計画部分追加	I 第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画の実施状況	1 数値目標			
		2 障害福祉サービス等	(1) 障害福祉サービス (2) 児童福祉サービス		
		3 市町地域生活支援事業			
		4 県地域生活支援事業			
		5 障害保健福祉圏域別利用状況	(1) 障害福祉サービス (2) 児童福祉サービス (3) 市町地域生活支援事業		
	II 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量等	1 障害福祉サービス等の見込量(全体)	(1) 障害福祉サービス (2) 児童福祉サービス		
		2 障害福祉サービス等の見込量(圏域別、市町別)	(1) 訪問系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 居住系サービス (4) 相談支援 (5) 障害児に関するサービス		
			(1) 市町地域生活支援事業 (2) 県地域生活支援事業		
		3 地域生活支援事業の実施見込み			

プラン・計画のスリム化イメージ【統合前】

第4次広島県障害者プラン									
目指すべき姿	分野(大項目)	中項目	小項目	成果目標					
障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、環境を整える共生社会への実現	I 障害への理解と協働による共生	4.差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 障害に対する理解の促進	(1)子供世代からの理解促進 (2)広報・啓発活動の展開 (3)交流活動の推進	○				
			2 権利擁護の推進	(1)障害者虐待の防止 (2)権利擁護の推進 (3)選挙等における配慮	○				
		7.行政等における配慮の充実	3 あいサポートプロジェクトの推進	4 各種団体との協働の促進	(1)障害者団体との協働 (2)NPO、ボランティア等との協働	○			
			4 各種団体との協働の促進	(1)障害者虐待の防止 (2)権利擁護の推進 (3)選挙等における配慮	×				
	II 自立と社会参加の促進による共生	9.教育の振興	1 教育	(1)就学相談支援体制の確立 (2)幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備 (3)教職員等の専門性の向上 (4)特別支援学校の充実 (5)生涯を通じた多様な学習活動の充実	○				
				8.雇用・就業、経済的自立の支援	2 雇用・就労の促進	(1)企業等の理解促進 (2)公的機関における雇用促進 (3)就業機会の拡充と雇用促進 (4)工賃向上のための取組 (5)職業能力開発の充実	○		
						2.情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	3 情報の保障の強化	(1)情報バリアフリー化の推進 (2)意思疎通支援の充実	○
								10.文化芸術活動・スポーツ等の振興	4 スポーツ、文化芸術活動の推進
						III 地域生活の支援体制の構築	5.自立した生活の支援・意思決定支援の推進		
		2 療育体制の充実	(1)身近な地域における相談 (2)専門的・広域的な相談支援	○					
3 相談支援体制の構築	(1)身近な地域における相談 (2)専門的・広域的な相談支援		○						
	5.自立した生活の支援・意思決定支援の推進	4 サービスの質の向上等	(1)質の確保 (2)人材の育成・確保	×					
5.自立した生活の支援・意思決定支援の推進			5 研究・開発の推進と普及 6 ユニバーサルデザインの推進		×				
	IV 保健・医療の充実	6.保健・医療の推進		1 保健・医療提供体制の充実	(1)保健活動の推進 (2)疾病等の予防・治療体制の充実 (3)専門的な医療の提供 (4)地域リハビリテーションの推進	○			
5.自立した生活の支援・意思決定支援の推進 6.保健・医療の推進			2 医療と福祉の連携		(1)地域生活への移行支援 (2)高齢期における地域包括ケアシステムの強化	○			
					3 医療的ケア児支援体制の整備	(1)医療・福祉支援体制 (2)成人期移行に向けた支援体制 (3)災害発生時の医療支援体制	○		
1.安全・安心な生活環境の整備			1 住まいの場の確保			(1)居住系のサービス基盤の整備 (2)住宅の確保	○		
		1.安全・安心な生活環境の整備		2 バリアフリーの推進	(1)福祉のまちづくりの推進 (2)公共施設等のバリアフリー化の推進 (3)公共交通機関等のバリアフリー化の推進	○			
V 暮らしやすい社会づくり			3.防災、防犯等の推進		3 防犯・交通安全等の推進	(1)防犯対策の推進 (2)交通安全対策の推進 (3)手話のできる警察職員の育成 (4)消費者被害の防止	○		
	2.情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3.防災、防犯等の推進	4 防災対策の強化				○			



第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画						
成果目標・指標 ※指標はナンバリング	大項目	中項目	小項目			
①あいサポートプロジェクトの推進	I 自立と社会参加の促進による共生	1 障害に対する理解と権利擁護の推進				
2.障害者雇用義務を有する県内企業の障害者実雇用率 ①あいサポートプロジェクトの推進(再掲)	I 自立と社会参加の促進による共生	2 雇用・就労の促進	(1)企業等の理解促進			
福祉施設利用者の一般就労移行者数 ③障害者就業・生活支援センターの取組			(2)就業機会の拡充と雇用促進			
4.障害者優先調達			(3)工賃向上のための取組			
5.福祉施設利用者から一般就労に移行する障害者に対する職業訓練修了者数 ⑥広島県障害者職業能力開発校の就労率			(4)職業能力開発の充実 (広島県障害者職業能力開発校の現状等)			
7.広島県障害者ITサポートセンター ⑧視覚障害者情報センター貸出図書タイトル数(DL件数含む) ⑨広島県聴覚障害者センター利用者数			3 情報の保証の強化	(1)情報バリアフリー化の推進		
⑩意思疎通支援者の人材養成・確保				(2)意思疎通支援の充実		
⑪全国障害者スポーツ大会メダル獲得率(個人競技)			4 スポーツ・文化芸術活動の推進	(1)障害者スポーツの推進		
⑫障害者文化芸術活動振興関係				(2)文化芸術・余暇活動の充実		
施設入所者の地域生活への移行 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実 ⑭各市区において実施する地域生活拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数			III 地域生活の支援体制の構築	1 福祉サービス等の提供	(1)地域生活拠点等(システム)の整備 (2)訪問系サービスの確保 (3)日中活動の場の充実 (4)地域生活を支えるサービス等	
地域における重層的な障害児支援体制の構築 ⑮子ども・子育て支援等の提供体制の整備(障害児の受入人数) ⑯発達障害関係			II 保険・医療の充実	2 療育体制の充実	(1)地域における重層的な支援体制の構築 (2)発達障害児支援の充実	
相談支援体制の充実・強化 ⑰包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数	III 地域生活の支援体制の構築	3 相談支援体制の構築	(1)地域共生社会の実現に向けた重層的な支援体制の構築 (2)身近な地域における相談			
⑱県及び広島県発達障害者支援センターの取組状況 ⑲小児慢性特定疾患児交流事業実施箇所数			(3)専門的・広域的な相談支援			
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ⑳都道府県等が実施する指定障害福祉サービス等事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有	IV 保健・医療の充実	4 良質な障害福祉サービス等の提供	(1)質の確保 (2)人材の育成・確保			
	II 保険・医療の充実	1 保険・医療提供体制の充実	(1)保健活動の推進			
⑳発達障害者の診療ができる医師数 ㉑医療従事者等に対する研修機会	II 保険・医療の充実	1 保険・医療提供体制の充実	(2)専門的な医療の提供			
精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築 ⑳精神科病棟からの退院後の行き先別の退院患者数 ㉒精神障害者における障害福祉サービスの利用状況	II 保険・医療の充実	3 医療と福祉の連携(地域生活への移行支援)				
重症心身障害児・医療的ケア児への支援 ㉓医療的ケア児に対する関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	II 保険・医療の充実	1 保険・医療提供体制の充実	(3)医療的ケア児支援の充実			
	III 地域生活の支援体制の構築	2 住まいの場の確保	(1)居住系のサービス基盤の整備 (2)住宅の確保			
避難行動要支援者名簿のうち個別避難計画の策定対象者の選定が完了している市町数	III 地域生活の支援体制の構築	5 災害・感染症対策の推進				

数値目標	見込み
1 数値目標	
2 障害福祉サービス等	(1)障害福祉サービス (2)児童福祉サービス
3 市町地域生活支援事業	
4 県地域生活支援事業	
5 障害保健福祉圏域別利用状況	(1)障害福祉サービス (2)児童福祉サービス (3)市町地域生活支援事業
6 障害福祉サービス等の見込み(全体)	(1)障害福祉サービス (2)児童福祉サービス
7 障害福祉サービス等の見込み(圏域別、市町別)	(1)訪問系サービス (2)日中活動系サービス (3)居住系サービス (4)相談支援 (5)障害児に関するサービス
8 地域生活支援事業の実施見込み	(1)市町地域生活支援事業 (2)県地域生活支援事業